相続あれこれ その3

田仲敏征 TOSHIYUKI TANAKA

第 1 はじめに

しょう。 待されている信託についてお話ししま る事業承継のスキームとして活用が期 本号では、まず、遺留分対策について となる遺留分についてお話ししました。 お話しします。その後で、相続におけ いてオーナー(経営者)の相続で問題 前号では、中小企業の事業承継にお

第2 遺留分侵害に対する対策

その他には次のような方法があります。 条但書)や遺留分の事前放棄(民法 意思を表示すること(民法1034 です。前号では、遺贈に関して別段の 1043条1項)をご紹介しましたが、 に、様々な手段を検討することが必要 なるべく紛争を最小限に押さえるため 遺留分侵害が避けられないとしても

1 重要な資産ほど早期に贈与を

が減殺される場合、複数の贈与があれ て減殺されることになります(民法第 ば、相続開始時に近い贈与から、 には順序が設けられています。贈与 1035条)。 前号で触れましたが、遺留分減殺 遡っ

すむ可能性が高くなります。 場合には、重要な資産ほど早く贈与し たほうが、減殺請求の対象とならずに したがって、事業用資産が複数ある

2 早期の価額弁償の準備

です。 じめしておくことも遺留分対策の一つ お話ししました(民法第1041条)。 価格弁償することが認められていると したがって、価格弁償の準備をあらか 前号で、 遺留分減殺請求の相手方は

その準備として、経営者を被保険者

巻7号1979頁) ことは、前々号 (第 ます。ただし、この場合、「特別受益 る」(最高裁平成16年10月29日民集58 に準じて持戻しの対象となる場合があ 命保険契約を締結することが考えられ とし、後継者を保険金受取人として生 2の2)でお話ししたとおりですので、

3 遺留分に関する民法の特例の利用

注意が必要です。

する民法の特例に係る規定は平成21年 けた総合的支援策の基礎となる法律と 例が設けられています。同法は、 して、 みを盛り込み、事業承継の円滑化に向 の特例以外にも、事業承継時の金融支 援措置及び事業承継税制の基本的枠組 ます)では、遺留分に関する民法の特 滑化に関する法律」(以下、「法」とし 「中小企業における経営の承継の円 平成20年10月1日 (遺留分に関 民法

> 1 3月1日)から施行されています。 遺留分放棄の限界

下のような限界があるからです。 けた理由は、遺留分の事前放棄には以 法が遺留分に関する民法の特例を設

非放棄者の手続的負担

とっては、何らメリットがなくこの ればいけません。後継者でない者に 棄しようとする者が、自ら家庭裁判 な負担を伴います。 ような手続を求められるのは、 所に申立てをして、許可を受けなけ 遺留分の事前放棄のためには、 放

遺留分算定の基礎となる財産への 算入価額の固定の必要性

1

場合、 できないとしては後継者でない者の 価値が上がる場合があります。この までに後継者の貢献によって株式の 例えば、自社株式のように、相続 一切遺留分を主張することが



同意を得られないでしょうが、一定時点における価額に固定して、その後の価値上昇分については遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合もあると考えられます。

しかし、遺留分の事前放棄では、 遺産すべてに対する遺留分を放棄する場合、または遺留分の一部を放棄する場合のいずれであっても特定の財産の全部を放棄するしかなく、推財産の全部を放棄するしかなく、推財産の全部を放棄する場合の財産について遺留分も、予め特定の財産に算入すべき価額を算定の基礎財産に算入すべき価額を固定することはできません。

(2) 特例の概要

法は、以上のような遺留分制度による制約を解消するために、後継者が経営者から贈与等によって取得した自社株式等について、経営者の推定相続人株式等について、経営者の推定相続人のき者のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子以外の者に限ります。以下、同じ)全員の合意を前提として、2つの特例を設けました。

原則として、遺留分減殺請求の対象って取得した株式等は、贈与がいって取得した株式等は、贈与がいまれば、「特別受益」としてすべてよに

の対象にもなりません。

となります。

| 固定合意(法第4条1項第2号) | 固定合意とは、遺留分算定の基礎 | 固定合意とは、遺留分算定の基礎

後継者が経営者からの贈与等によって取得した株式等を遺留分算定の基礎財産に算入する場合の価額は、の基礎財産に算入する場合の価額は、

るものであっても、1億円が遺留分 信しかなかった場合でも、相続開始 時に1億円に上昇していた場合には、 その価値の上昇が後継者の努力によ

除外合意(法第4条1項第1号)

算定の基礎財産に算入されます。

る。 これに対し、固定合意の対象と をのの万円の価値上昇部分は遺留 をのの万円の価値上昇部分は遺留 のりの方円でけが算入され、 は2000万円の価値上昇部分は遺留 のが象と

ただし、合意時の価額は、「弁護士法人、公認会計士(公認会計士(公認会計士を含む)、監査法人、税理士会計士を含む)、監査法人、税理士会計士を含む)、監査法人、税理士会計士を含む)、監査法人、税理士会計士を含む)、監査法人、税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたもの」に関られます。

ウ 合意の組み合せ

ではなくて、組み合わせることが可能です。 のえば、後継者が経営者から1万例えば、後継者が経営者から1万件を贈与されたとして、6000株件を贈与されたとして、6000株

21年3月1日)以前に贈与された株また、民法の特例の施行日(平成

す。

エ 法第4条第1項ただし書による制とができますが、合意は、施行日以とができますが、合意は、施行日以

が

「当該後継者が所有する当該特

限

に従前から6000株(議決権与によって4000株(議決権)をが、その他のが、その他のでは、後継者が経営者から贈

の100%と仮定します)。す(後継者の所有株式は会社の株式

そうすると、6000個の議決権

例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議めに係るものを除いたものに係る議は「総株主又は総社員の議決権のもの分の5を超える」ことになりますので、除外合意や固定合意をすることはできません。

(3) 特例適用のための手続

遺留分の算定に係る合意は、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を生じます。ただし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可をとじま家庭裁判所の許可にはそれぞれ期間制限が設けられています。経済産業大臣の確認は合意をした日から、家庭裁判

が必要です。 それぞれ1か月以内に申請又は申立て 所の許可は大臣の確認を受けた日から、

第3 信託を活用した事業承継

託の活用です。
言の他に活用が期待されているのが信

ば、信託契約、遺言)によってその信信託とは、委託者が信託行為(例え

管理・処分などをする制度です。 を託者が設定した信託目的に従って受 を託者が設定した信託目的に従って受 が出地などの財産を移転し、受託者は

事業承継における信託には、①事業 承継の確実性・円滑性、②後継者の地 位の安定性、③議決権の分散化の防止、 ・があると言われています。そこで、 トがあると言われています。そこで、

甲建設社長及び委託者:徳下家安氏

してもらいます。

ここで、前号に登場した家族に登場

家安氏の妻:お茶

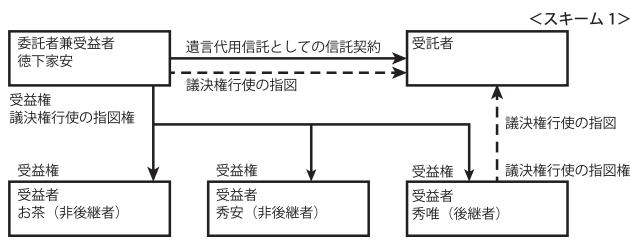
長男:秀安氏

秀唯氏の子:岳千代二男:秀唯氏

は、非公開会社とします。甲建設以下では、家安氏が所有する甲建設

(1) 事例1 遺言代用信託(スキーム1)

は、経営者がその生前に、自社株式を遺言代用信託を利用したスキームと



ことで、受託者が株主として当該自

自社株式を対象に信託を設定する

3 信託における遺留分対策

対象に信託を設定して、信託契約にお る旨を定めるものです。 死亡時に後継者が受益権を取得す 自らを当初の受益者としてお

2 メリット

場合はいつでも生前撤回が可能です 取得できます。これに対し、 持することができ、 の地位は安定しません。 定めれば、 託者に受益者変更権を有しない旨を 民法第1022条) 経営者は、 後継者が確実に経営権を 生存中、 経営者である委 ので、 経営権を維 遺言の 後継者

ウ に対し、 でき、 時に「受益者」となりますので、 営上の空白期間が生じません。 を処分するリスクを防止することが 社株式を管理することになりますか かつ確実に行うことができます。 間が必要です 後継者は、 経営者が第三者に当該自社株式 後継者への事業承継が安定的 遺言の 経営者の相続開始と同 執行にはある程度の これ

> す。 することで、 秀安氏及び秀唯氏がいる場合、 安定的な事業承継を図ることも可能で 図権を後継者である秀唯氏のみに付与 茶氏や秀安氏に与え、 ある家安氏の相続人として、 に配慮して甲建設の株式の受益権をお 例えば、徳下家のように、経営者で 議決権の分散を防止して 議決権行使の指 お茶氏、 遺留分

が無く、 いては、 となる財産ではないため、 権の分離が許容されていますので、 ます(会社法第109条第2項)。 することについては、 されないと考えられます。 議決権の指図権は独立して取引の対象 行使の指図権を集中させても、 数の受益者のうちの特定の者に議決権 余金配当請求権等の経済的利益と議決 います)を定めることが認められてい なる取扱い(これを、 上の問題は生じないと考えられます。 また、 遺留分の算定にあたっては、 議決権について株主ごとの異 遺留分算定の基礎財産に算入 属人的定めとい 非公開会社にお 財産的価 会社法 複 剰 値

キーム2) 2

後継ぎ遺贈型受益者連続信託

(ス

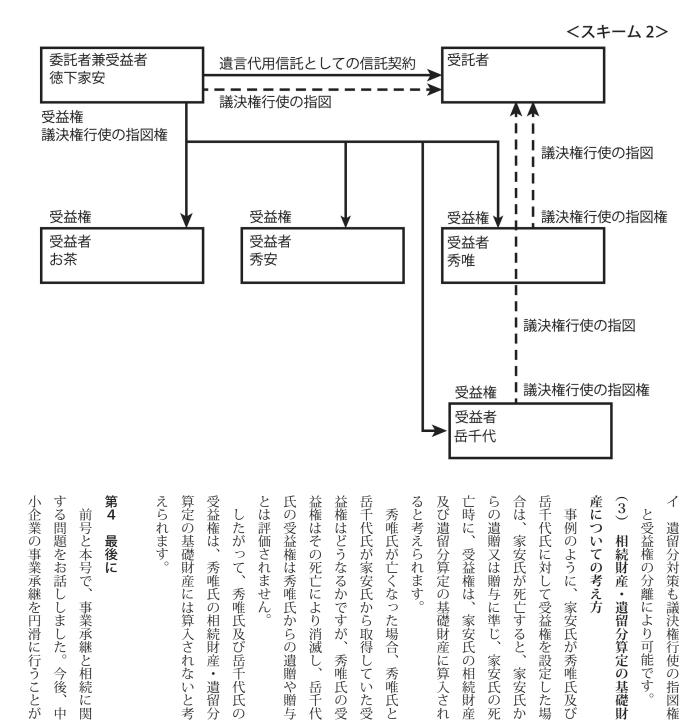
を設定し、 1 事例

議決権行使の指図権と受益権を分離 2

滅し、 得する旨を定めるものです。 を受益者と定め、当該受益者である後 委託者として、自社株式を対象に信託 継者の死亡によって、 した事業承継スキームとは、 後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用 次の後継者が新たな受益権を取 信託契約において、 その受益権が消 経営者を

ています。 合は、 氏をその次の後継者としたいという場 するだけでなく、その子である岳千代 だけでなく、孫の世代の後継者につ ただし、 例えば、 いても自分の意思で決定したいとい 経営者においては、 メリット このスキームが活用できます。 家安氏が秀唯氏を後継者と 信託期間は30年と制限され 子どもの世代

子どもに事業を承継させたいという 営の資質が無いので、 う要望や、後継者の子どもに会社経 できます。 要望がある場合などに応えることが 後継者以外の



秀唯氏が亡くなった場合、秀唯氏と

第 4 最後に

したがって、

秀唯氏及び岳千代氏の

する問題をお話ししました。 小企業の事業承継を円滑に行うことが 前号と本号で、 事業承継と相続に関 今後、

産についての考え方 岳千代氏に対して受益権を設定した場 合は、家安氏が死亡すると、家安氏か 事例のように、家安氏が秀唯氏及び と受益権の分離により可能です。 遺留分対策も議決権行使の指図権 相続財産・遺留分算定の基礎財 方々が、 さて、

亡時に、受益権は、 らの遺贈又は贈与に準じ、家安氏の死 家安氏の相続財産 みます。

な問題についてお話しします。 題にも関連するなど、 その企業の維持のためだけでなく、 経済の発展につながることになります。 会的にも必要となります。経営者 事業承継が円滑に進み、 今後とも、 このように相続は社会的な問 早期に対策を講じることで、 機会があれば様々 様々な問題を孕 ひいては日本